



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

固定資産税等の減免 賦課期日直後の物納許可財産の減免額は？

～減免額を一律に10分の7とする条例等の定めは違法とはいえないと判断～

固定資産税及び都市計画税は、一定の場合には条例の定めにより減免がされます（地方367）。減免理由の一つに物納された固定資産があり、減免割合も条例等に規定されています。物納許可が賦課期日に接近していた土地の減免割合の是非について争われた判決をご紹介します。（平成21年7月15日横浜地裁・棄却、却下・Z999-8230）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

原告は、平成18年2月24日、本件土地に係る物納許可の決定を受けたことから、同月27日、所有権移転登記を行い、同日横浜市A区長に対し、本件土地に係る平成17年度第4期分及び平成18年度第1期から第4期分の固定資産税等につき、相続税の物納を理由とする減免の申請を行いました。A区長は、平成17年度第4期分の税額について10分の7、平成18年度分の年税額についても10分の7の額を減免する各減免許可決定処分を行いました。

原告は、①平成18年1月1日の時点では、実質的に本件土地の所有権を喪失しており納税義務者には該当しない、②法367条は個別具体的な事情によっては、固定資産税等の全額を減免することも予定していると解されるから、地方税法の委任に基づき規定された本件市税条例が減免額を一律に10分の7と定めたことは違法であると主張して、平成18年度の固定資産税等の賦課決定処分及び本件各減免許可決定処分のうち減免不許可とした部分の取消しを求めて提訴しました。

横浜地裁第一民事部の北澤章功裁判長は、以下の理由により原告の主張は理由がないものと判断し、本件各処分の取消しを求める請求を棄却し、不許可部分の許可決定処分を義務付ける訴えも却下しました。

【裁判所の判断】

- 1 地方税法において、ある年の1月1日に、土地登記簿上、所有者として登記されている者は、それだけで固定資産税等の納税義務者として法律上確定され、真実は私法上の所有者でなくとも、その年の初日が属する年度の固定資産税等の納税義務を負うという法制度が採られている。そうすると、平成18年1月1日の時点で、原告が本件土地の登記簿上、所有者として登記されていたというのであるから、同土地に対する平成18年度の固定資産税等の納税義務者は、原告である。
- 2 固定資産税等の賦課決定処分をするに際し、賦課期日後の事情を考慮しなければならないとしたのでは、法が賦課期日という基準日を設け、画一的取扱いによって徴税の便宜を図ろうとした趣旨を損なうことになり相当ではない。
- 3 法は、固定資産税等の減免について、いかなる場合に固定資産税等の減免を実施し、また減免を実施する場合に減免の対象範囲及び減免の程度をどのようなものにするのかを、市町村長の裁量的判断に委ねることとしている。本件市税条例及び本件市税規則が、譲渡先が固定資産税を課されないものとされている国や地方公共団体であるとはいえ、1月1日現在の所有者として納税義務はあり、固定資産の所有という事実により想定される担税力等を総合考慮した上、未到来の納期において納付すべき税額の10分の7の額を一律減免する定めをしたこと自体、法の予定する授權の範囲を越えるものではない。
…（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第200号(平成22年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628